

広島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十五年一月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	事 項
身体障害者 支援施設	社会福祉法人三篠会 身体障害者療護施設 仁方	呉市仁方町戸田四 四〇七番地	名 称
			社会福祉法人三篠会 障害者支援施設仁方